

## 2 その他の資格

博物館の学芸員となる資格を大学において取得するには、博物館法第5条に基づき、同法施行規則第1条に定める博物館に関する科目の単位修得が必要です。

### ■博物館法（抄）

#### 第1章 総 則

（館長、学芸員その他の職員）

#### 第4条

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

（学芸員の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

1 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

2 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの

3 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

### ■博物館法施行規則（抄）

#### 第1章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

| 科 目         | 単位数 |
|-------------|-----|
| 生涯学習概論      | 2   |
| 博物館概論       | 2   |
| 博物館経営論      | 2   |
| 博物館資料論      | 2   |
| 博物館資料保存論    | 2   |
| 博物館展示論      | 2   |
| 博物館教育論      | 2   |
| 博物館情報・メディア論 | 2   |
| 博物館実習       | 3   |

（博物館実習）

第2条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第29条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めたる施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

注 本学における資格取得のための条件やプロセス、各学部における履修の仕方などについては、全学部の1年生を対象として4月に開催される「学芸員の資格取得に関するガイダンス」で、資料配付の上、詳しい説明がありますので、希望者は必ずそれに参加して下さい。また、本カリキュラムは3年次以降や大学院進学後からの履修は事実上不可能で、2年次前期から着実に単位取得を進める必要があります。

●各学部独自に取得できる資格もありますので、担当窓口へ問い合わせてください。